

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年9月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500174号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500116号

第1 結論

請求者のA社B支店における平成9年10月1日から平成10年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年10月から平成10年9月までの標準報酬月額については、20万円から50万円とする。

平成9年10月から平成10年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年10月1日から平成10年10月1日まで

年金記録を確認したところ、A社B支店での被保険者期間の平成9年10月1日から平成10年10月1日までの標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低い20万円と記録されており、請求期間の報酬額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書を提出するので、請求期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書によると、平成9年10月からの標準報酬月額の決定の基礎となるべき報酬月額は、平成9年5月分は51万4,881円、同年6月分は51万4,431円、同年7月分は49万5,953円であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、定時決定として、平成8年10月から50万円、平成9年10月から20万円、平成10年10月から53万円と記録されており、平成9年及び平成10年は、大幅な変動があったにもかかわらず、随時改定の処理が行われておらず、不自然な記録になっている。

また、A社は平成9年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下、算定基礎届という。）の決定通知は保存していないが、当時から賃金台帳を基に算定

基礎届を作成し、社会保険事務所（当時）からの報酬月額決定通知に基づき、給与から厚生年金保険料を控除し、納入告知書どおり保険料を納付していた旨の陳述をしている。

さらに、請求者から提出された給与明細書の支給額及び厚生年金保険料控除額は、A社から提出された賃金台帳の写しの内容と一致している上、同社から提出された平成9年10月分納入告知書の領収証書写しに記載された厚生年金保険料額は、当時の被保険者全員の標準報酬月額の合計額から算出した厚生年金保険料額と一致している。

加えて、請求期間当時における社会保険事務所の算定基礎届に係る事務取扱について年金事務所に照会したところ、従前等級と比べて2等級以上の差がある場合は、原則として、事業所へ電話又は文書により照会及び届出指導を実施しており、記載誤りがあれば、その時点で判明すると思われ、そのまま処理されたとすれば事業所の記載誤りはなかったと考えるのが妥当であり、社会保険事務所における入力誤りの可能性がある旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、事業主が請求者の請求期間に係る標準報酬月額を20万円として届出したとは考え難く、社会保険事務所における請求者に係る厚生年金保険の記録管理が十分に行われていなかったものと認められることから、事業主が社会保険事務所に届出した平成9年の算定基礎届に基づく標準報酬月額は、請求者が主張する標準報酬月額50万円であると認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500221号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500117号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和51年2月21日から同年3月1日に訂正し、昭和51年2月の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

昭和51年2月21日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和51年2月21日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和51年2月21日から同年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、出向先のA社での資格喪失日が昭和51年2月21日となっているが、C社には同年3月1日に復帰しており、請求期間はA社に勤務していた。C社からの在職証明書と職歴台帳の写しからも厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、請求期間について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された在職証明書及び職歴台帳の写しにより、請求者がA社に昭和51年2月29日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社に照会したところ、請求期間当時、A社はC社の子会社であり、転勤時(出向または出向解除)は1日の空白も空けない運用で行っており、資料は現存しないものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届については、昭和51年3月1日を資格喪失年月日として届出し、請求者の給与から厚生年金保険料の控除を行ったと思われる旨の回答をしている。

さらに、C社に照会したところ、請求者は請求期間において、A社で勤務し、厚生年金保険料の控除についてもA社で行ったものと考えられる旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和51年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和51年2月21日から同年3月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和51年2月21日となっており、離職年月日は同日であることから社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和51年2月21日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500218号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500118号

第1 結論

請求者のA事業所における平成3年1月1日から平成4年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成3年1月から同年12月までの標準報酬月額については、平成3年1月から同年3月までは11万円から36万円、平成3年4月から同年9月までは11万円から34万円、平成3年10月から同年12月までは11万8,000円から34万円とする。

平成3年1月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成3年1月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年8月18日から平成4年2月20日まで
② 平成4年2月20日から同年3月6日まで

A事業所での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも大幅に低く記録されている。また、同事務所を退職したのは平成4年3月5日であるが、資格喪失日が同年2月20日となっている。年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち平成3年1月1日から同年4月1日までの期間については、請求者から提出された平成3年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「所得税源泉徴収簿」という。)により、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(11万円)を超える報酬月額(35万円)の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(36万円)に見合う厚生年金保険料(2万6,100円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、前記所得税源泉徴収簿で確認できる報酬月額及び社会保険料の控除額から推認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが必要である。

また、請求期間①のうち平成3年4月1日から平成4年1月1日までの期間については、前記所得税源泉徴収簿により、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(平成3年4月から同年9月までは11万円、平成3年10月から同年12月までは

11万8,000円)を超える報酬月額(35万円)の支払いを受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(36万円)より低い標準報酬月額(34万円)に見合う厚生年金保険料(2万4,881円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、前記所得税源泉徴収簿に記載された社会保険料の控除額から推認できる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成3年1月から同年12月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①のうち昭和58年8月18日から平成3年1月1日まで及び平成4年1月1日から同年2月20日までの期間については、事業主は、当該期間の届出及び保険料控除については関係書類を廃棄処分しており不明である旨の回答をしている。

このほか、当該期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、オンライン記録によると、A事業所は、平成4年2月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、請求者はA事業所を平成4年2月19日に離職していることが確認できる。

さらに、事業主は、当該期間の届出及び保険料控除については関係書類を廃棄処分しており不明である旨の回答をしている上、請求者と同日にA事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した複数の同僚からは、請求者の勤務実態についての回答を得られない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500146号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500119号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月20日、平成18年7月14日、平成18年12月14日、平成19年7月13日、平成19年12月14日、平成20年7月15日、平成20年12月12日、平成21年7月10日、平成21年12月22日、平成22年7月26日、平成22年12月20日及び平成23年7月27日の標準賞与額を15万3,000円、17万円、15万円、20万円、21万円、22万円、20万円、23万3,000円、25万7,000円、22万3,000円、20万円及び9万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月20日、平成18年7月14日、平成18年12月14日、平成19年7月13日、平成19年12月14日、平成20年7月15日、平成20年12月12日、平成21年7月10日、平成21年12月22日、平成22年7月26日、平成22年12月20日及び平成23年7月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月20日、平成18年7月14日、平成18年12月14日、平成19年7月13日、平成19年12月14日、平成20年7月15日、平成20年12月12日、平成21年7月10日、平成21年12月22日、平成22年7月26日、平成22年12月20日及び平成23年7月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月
② 平成18年7月
③ 平成18年12月
④ 平成19年7月
⑤ 平成19年12月
⑥ 平成20年7月
⑦ 平成20年12月
⑧ 平成21年7月
⑨ 平成21年12月
⑩ 平成22年7月

⑪ 平成 22 年 12 月

⑫ 平成 23 年 7 月

請求期間①から⑫までに係る賞与記録が無いが、当該期間において賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成 23 年 7 月分の賞与明細書及び金融機関から提出された流動性元帳により、請求者は、請求期間①から⑫に係る賞与を A 社から支給されたことが確認できる。

また、請求者から提出された賞与明細書、金融機関から提出された流動性元帳の振込額、A 社において厚生年金保険の被保険者であった同僚から提出された賞与に係る明細書及びこれまでに収集した関連資料により、請求期間①から⑫に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

さらに、請求期間①から⑫に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細書、金融機関から提出された流動性元帳の振込額、同僚から提出された賞与に係る明細書及びこれまでに収集した関連資料において確認及び推認できる賞与額及び厚生年金保険料額から、請求者は、請求期間①から⑫において事業主から 15 万 3,000 円、17 万円、15 万円、20 万円、21 万円、22 万円、20 万円、23 万 3,000 円、26 万 2,000 円、22 万 8,000 円、20 万円及び 10 万円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、15 万 3,000 円、17 万円、15 万円、20 万円、21 万円、22 万円、20 万円、23 万 3,000 円、25 万 7,000 円、22 万 3,000 円、20 万円及び 9 万 8,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求期間①は 15 万 3,000 円、請求期間②は 17 万円、請求期間③は 15 万円、請求期間④は 20 万円、請求期間⑤は 21 万円、請求期間⑥は 22 万円、請求期間⑦は 20 万円、請求期間⑧は 23 万 3,000 円、請求期間⑨は 25 万 7,000 円、請求期間⑩は 22 万 3,000 円、請求期間⑪は 20 万円及び請求期間⑫は 9 万 8,000 円とすることが必要である。

また、請求期間①から⑫に係る賞与の支給日については、金融機関から提出された流動性元帳の振込日から、平成 17 年 12 月 20 日、平成 18 年 7 月 14 日、平成 18 年 12 月 14 日、平成 19 年 7 月 13 日、平成 19 年 12 月 14 日、平成 20 年 7 月 15 日、平成 20 年 12 月 12 日、平成 21 年 7 月 10 日、平成 21 年 12 月 22 日、平成 22 年 7 月 26 日、平成 22 年 12 月 20 日、及び平成 23 年 7 月 27 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は平成 26 年 2 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている

上、事業主からも回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500193 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500122 号

第 1 結論

昭和 21 年 5 月 7 日から同年 11 月 1 日までの請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 21 年 5 月 7 日、喪失年月日を昭和 21 年 11 月 1 日に訂正し、昭和 21 年 5 月から同年 10 月までの標準報酬月額を 240 円とすることが必要である。

昭和 21 年 5 月 7 日から同年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

昭和 21 年 11 月 1 日から昭和 23 年 3 月 1 日までの請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社 C 部における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 21 年 11 月 1 日、喪失年月日を昭和 23 年 3 月 1 日に訂正し、昭和 21 年 11 月から昭和 22 年 5 月までの標準報酬月額を 330 円、昭和 22 年 6 月から昭和 23 年 2 月までの標準報酬月額を 600 円とすることが必要である。

昭和 21 年 11 月 1 日から昭和 23 年 3 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

昭和 23 年 3 月 1 日から昭和 24 年 12 月 10 日までの請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 23 年 3 月 1 日、喪失年月日を昭和 24 年 12 月 10 日に訂正し、昭和 23 年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 600 円、昭和 23 年 8 月から同年 11 月までの標準報酬月額を 2,400 円、昭和 23 年 12 月から昭和 24 年 4 月までの標準報酬月額を 2,700 円、昭和 24 年 5 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 5,000 円、昭和 24 年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額を 4,000 円とすることが必要である。

昭和 23 年 3 月 1 日から昭和 24 年 12 月 10 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（妻）
基礎年金番号：
生年月日：昭和 7 年生
住 所：

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生

3 請求内容の要旨

請求期間① : 昭和21年5月7日から同年11月1日まで

請求期間② : 昭和21年11月1日から昭和23年3月1日まで

請求期間③ : 昭和23年3月1日から昭和24年12月10日まで

年金事務所から、夫のものと思われる年金記録が見つかった旨の通知があった。

しかし、見つかった記録は夫と結婚する前のものであり、夫が勤務していた事業所名が分からず、記録を統合してもらえないので、調査の上、夫の記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、健康保険労働者年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者と同姓同名、かつ生年月日が同一で、基礎年金番号に統合されていない、A社B工場（資格取得日は昭和21年5月7日、資格喪失日は昭和21年11月1日。）、A社C部（資格取得日は昭和21年11月1日、資格喪失日は昭和23年3月1日。）及びA社（資格取得日は昭和23年3月1日、資格喪失日は昭和24年12月10日。）に係る厚生年金保険被保険者記録が認められるとともに、当該被保険者記録は、同一の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）で記録管理されていたことが確認できる。

また、請求期間①、②及び③においてA社B工場、A社C部及びA社の厚生年金保険被保険者記録が認められる者に確認したところ、訂正請求記録の対象者がA社に勤務していたことを覚えている旨陳述していることから、当該期間において訂正請求記録の対象者が同社に勤務していたことが認められる。

さらに、オンライン記録において、訂正請求記録の対象者と同姓同名、かつ生年月日が同一の被保険者について確認したものの、訂正請求記録の対象者のほかに該当する者は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、A社B工場の事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和21年5月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和21年11月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出、A社C部の事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和21年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和23年3月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出及びA社の事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和23年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和24年12月10日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、

それぞれD県E課（当時）に行ったことが認められる。

なお、請求期間①、②及び③の標準報酬月額については、旧台帳の記録から、昭和21年5月から同年10月までは240円、昭和21年11月から昭和22年5月までは330円、昭和22年6月から昭和23年2月までは600円、昭和23年3月から同年7月までは600円、昭和23年8月から同年11月までは2,400円、昭和23年12月から昭和24年4月までは2,700円、昭和24年5月から同年9月までは5,000円、昭和24年10月及び同年11月は4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500196号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500114号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日、B社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日並びにC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和28年1月1日から昭和31年2月18日まで
② 昭和31年2月18日から昭和34年12月23日まで
③ 昭和34年12月23日から昭和35年2月1日まで

私は、請求期間①はA社、請求期間②はB社、請求期間③はC社に勤務していた。それぞれの会社は夫が経営していたもので、自分は辞めることなく継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が昭和35年2月1日となっている。調査して、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社及びC社の商業登記簿によれば、請求期間②の一部期間及び請求期間③の一部期間に取締役として、請求者の氏名が確認できる。

しかし、A社、B社及びC社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求者について、従業員として勤務していなかったと思う旨の陳述をしている上、当該複数の同僚のうち一人は、昭和35年頃に工場で火事があり、それ以後に請求者が他の従業員と同じD業務をするようになったと思う旨の陳述をしている。

また、請求者から提出された厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日は昭和35年2月1日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者は、請求期間①、②及び③における給与からの厚生年金保険料の控除について具体的に覚えていない上、請求対象事業所に係る資料は保存されていない旨の陳述をしている。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500197号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500115号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社(後のB社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正11年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正2年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年10月1日から昭和24年9月1日まで

私の夫は、A社の事業主として請求期間に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の資格取得年月日が昭和24年9月1日となっている。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

商業登記簿及び同僚の陳述により、訂正請求記録の対象者は、期間は特定できないもののA社に勤務していたと認められる。

しかし、事業主の妻であった請求者は、請求期間当時の資料は残っていない旨の陳述をしており、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳索引票の資格取得年月日とオンライン記録は一致している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500177 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500120 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求内容の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 6 月 24 日から昭和 53 年 8 月 1 日まで

A社には、入社時の面接で給与の最低保証額が毎月 20 万円である旨の説明を受け、その条件で入社した。しかし、会社が最低保証額を無視して報酬月額を 6 万円で届け出たため請求期間の標準報酬月額の記録は 20 万円以下になっている。請求期間の標準報酬月額の記録を入社時の条件である 20 万円に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社において請求者と同じ昭和 49 年 6 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 22 名について、資格取得時のオンライン記録の標準報酬月額は 6 万円であることが確認でき、複数の同僚は、同社に勤務した期間の標準報酬月額は正しく記録されており、入社当時は毎月 20 万円の給与保証はなかった旨の陳述をしている。

また、A社には当時の賃金台帳及び厚生年金保険に関する資料が保存されていない上、請求者も給与明細書等を保存していないことから、請求期間における請求者の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額については確認することができない。

さらに、同僚が保管している請求期間当時の源泉徴収票によると、給与支給額及び社会保険料控除額から推認される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね符号している。

加えて、請求者から提出された昭和 49 年 6 月 24 日付け辞令には「見習いを命ずる、月俸金 66,000 円支給する、但し養成期間中月俸金 50,000 円支給する」と記載されており、事業主が資格取得時の報酬月額を 6 万円として届け出たとしても不自然ではない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500219 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500121 号

第1 結論

平成 11 年 2 月 1 日から同年 2 月 28 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 2 月 1 日から同年 2 月 28 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、平成 11 年 2 月 1 日から同年 2 月 28 日までの期間については加入記録がない旨の回答を受けた。当時は A 社を退職し、間をあけることなく B 社に入社して勤務していたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者として認めて、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者は、A 社において平成 11 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 3 月 1 日に B 社において資格取得しているところ、請求者は、請求期間について、A 社又は B 社に勤務していたため、どちらかの会社において厚生年金保険の被保険者資格があるとして訂正請求している。

しかしながら、A 社は、給与計算及び社会保険事務を委託している C 社会保険労務士事務所が保管する被保険者台帳において、請求者が平成 11 年 1 月 31 日に退職し、同年 2 月 1 日に資格喪失した記載があることから、請求者が請求期間において勤務していないと回答している。

また、A 社の加入する D 厚生年金基金から提出された加入員台帳によれば、請求者の資格喪失年月日は平成 11 年 2 月 1 日であり、オンライン記録と一致している上、請求者の雇用保険の加入記録についても、同社における離職年月日は同年 1 月 31 日であり、オンライン記録と符合する。

一方、B 社の代表取締役である請求者の兄は、請求期間に請求者が同社において正

社員として勤務しており、請求者の平成 11 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得する届出を行い、請求者の請求期間に係る給与より厚生年金保険料を控除した旨回答している。

しかしながら、B社は、人事記録等の請求者の請求期間に係る勤務実態を確認できる資料、請求者に係る社会保険手続きを確認できる資料及び請求者の請求期間に係る保険料控除を確認できる資料について、いずれも保管していないと回答している。

また、請求者自身についてもB社における勤務期間及び保険料控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500185 号

厚生局事案番号：東海北陸（脱）第 1500006 号

第1 結論

昭和 31 年 4 月 2 日から昭和 36 年 12 月 21 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 31 年 4 月 2 日から昭和 36 年 12 月 21 日まで

自分の年金記録を調べたところ請求期間の記録がないことに気がつき、年金事務所で確認したところ、脱退手当金を受給していると説明された。

しかしながら、私は、A社を退職する際に母に、再就職の時、厚生年金保険は継続できるから脱退しない方が良い旨言われ、脱退手当金を請求せず退職した。その後も脱退手当金の請求はしていないので、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の脱退手当金は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年後の昭和 37 年 12 月 3 日に支給決定されており、事業主が請求者の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

しかしながら、請求者の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者は、昭和 36 年 12 月ごろに国民年金に加入し保険料を納付したとしているものの、当該請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 6 月 27 日に夫と連番で払い出されており、国民年金保険料の納付については、昭和 36 年 12 月 26 日から昭和 43 年 6 月 21 日までの 78 か月中、昭和 39 年 6 月 30 日に昭和 39 年 4 月分から同年 6 月分までの 3 か月分を納付し、その他の期間は未納である。その上、昭和 43 年 6 月 21 日まで厚生年金保険への加入歴がなく、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはないが、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る脱退手当金を受給してないものと認めることはできない。